

## 第2部 災害予防計画

### 第1章 都市災害防止のための取り組み

#### 第1節 都市災害防止のための基本方針

都市災害は、短時間に大規模な被害に発展する可能性があるとともに、都市構造及び経済活動の複雑多様化に伴い、その態様も特殊化している。

そのため、対応の如何によっては、二次災害の発生や更なる災害の誘発などのおそれもある。

このことから、事業者及び防災関係機関等と連携し、効果的な防災活動の実施体制の確立を図る。

#### 第2節 事業者等に対する指導等

##### 1 防火に関する指導等

消防局は、事業者等に対する法令事項の指導に加え、各種災害に対する事前対策及び災害時における応急対策が効果的に実施できるよう防火管理者講習会などによる指導に努め、各事業所における防火管理体制の強化を推進する。

##### 2 予防査察の実施等

消防局は、火災予防上の不備等を早期に発見し、出火危険及び延焼拡大要因を排除するため、消防法の規定に基づき予防査察を行い、次の事項を主体とした指導を徹底する。

また、集客施設や高層住宅での火災は、被害程度が大きくなる可能性があるため、施設管理者や高層住宅の管理組合等に対して防災活動についての育成指導を図る。

項目	概要
指導事項	○防火管理体制の適正な維持 ○避難施設及び防火設備の適正管理 ○消防用設備・消火用具等の点検整備 ○火気使用設備・器具の安全管理 ○危険物等の安全な取り扱いと貯蔵 ○消防法令違反の施設の違反是正と防火安全体制の確立
建築同意制度の活用	消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用した建築面からの火災予防の徹底

##### 3 関係法令の改正や災害事例の周知

関係部局は、消防法を始めとした関係法令及び火災予防条例等の改正の通知、周知を必要とする災害事例に関する説明会等を行うことで、関係事業者等に対する指導を徹底する。

#### 4 自衛消防力の強化

消防局は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、事業所に自衛消防隊を設置させるとともに、設置対象以外の事業所についても、その実態から必要が認められるものについては積極的に設置を指導する。

また、設置済の自衛消防隊に対しては、防火管理の徹底を指導するとともに、実践的な訓練や講習会の実施などによる育成指導により防災意識の高揚を図るものとする。

#### 5 事業者への指導等

関係部局は、県及びその他関係機関と連携し、本計画第4部第4章第1節に定義する危険物等を扱う事業者（以下、危険物等事業者）及び、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う事業者（以下、放射性物質取扱事業者等）の把握を行い、これら事業者に対し平常時から安全管理について次の内容を指導する。

##### ① 危険物施設

項目	概要
許可施設に対する指導	消防局は、貯蔵・取扱施設の設置又は変更の審査・検査に際しては、消防法等の定める基準のほか、消防活動上有効な幅員の道路の確保、消火資機材の整備等の指導を行い、安全確保を図る。 また、災害発生に備えた必要な措置、薬剤等を記したマニュアルの作成について指導を行う。
仮貯蔵・仮取扱施設に対する指導	消防局は、仮貯蔵・仮取扱承認申請審査時の指導のほか、検査時に危険物の適正管理について指導を行う。
指定数量未満の危険物の取り扱いに対する指導	消防局は、火災予防条例に基づき、少量危険物の貯蔵取扱施設について、届出書類の審査及び現地の立入検査において規制、指導を行う。 なお、少量危険物施設への主な指導事項は次のとおり。 ○消火器の未設置 ○失効消火器の交換 ○雑品の除去 ○収容容器に表示等の明記 ○掲示板・標識板の掲示 ○貯蔵量の厳守 ○少量危険物取扱従事者講習の受講 ○各届出提出指導

##### ② 高圧ガス・液化石油ガス施設

項目	概要
横須賀市による実態調査	消防局は、県から高圧ガス、液化石油ガス施設等の許認可等の通知があった場合には、施設の実態について把握し、出火防止等の指導を行う。
事前指導	県は、高圧ガス等のうち、可燃性ガス等の大規模貯蔵タンクの設置に際しては、関係法令の基準による他、災害対策を考慮した構造及び設備とするよう指導する。

項目	概要
保安検査	県は、保安検査を毎年実施し、施設の維持管理の状況や教育・訓練の計画的な実施状況について確認する。
自主保安指導	県は、定期自主検査の実施、消防計画・防災計画の作成、従業員の保安教育及び実践的な防災訓練の実施などを指導するとともに、災害が発生した場合に備えて、必要な措置、薬剤等を記したマニュアルの作成について指導を行う。

### ③ 毒劇物施設

項目	概要
横須賀市による指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康部は、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物営業者等への監視指導により、毒物劇物の適正管理及び災害発生時等の適切な対応の徹底を図る。</li> <li>○消防局は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物・劇物貯蔵取扱施設の届出があった場合には、施設の実態について把握し、出火防止等の指導を行う。</li> </ul>
神奈川県による指導	県は、毒物及び劇物取締法の規定により、登録が義務付けられている施設の所有者等に対して、危害防止規定を整備するよう指導するとともに、万一災害が発生した場合に備えて、必要な措置、薬剤等を記したマニュアルの作成について指導を行う。

### ④ 火薬類施設

項目	概要
消防局による指導	消防局は、火薬類取締法に基づき火薬類関係施設の届出があった場合には、施設の実態について把握し、出火防止等の指導を行う。
神奈川県による指導	県は、火薬類関係施設の立入検査を実施し、関係法令に違反がないことを確認するとともに、保安検査を毎年実施し、火薬庫の維持管理の状況を確認する。

### ⑤ 放射性物質取扱施設等

項目	概要
消防局の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防局は、火災予防等の観点から消防法に基づき立入検査等を実施し、次に事項について指導する。</li> <li>○消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備</li> <li>○従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施</li> <li>○自衛防災組織の設置等、自主防災体制の強化</li> <li>○消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施</li> <li>○その他必要な事項</li> </ul>

項目	概要
警察の指示	県警察は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射性物質取扱事業者等から放射性物質等の運搬の届出を受けた場合において、災害の防止及び公共安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示する。

### 第3節 防災関係機関相互の連携強化

都市災害が発生した場合は、市、県、警察及び関係機関は緊密な連携・協力を図り、その役割分担に応じ、情報の受伝達、人命の救助、消火活動、住民の避難等を行う必要がある。

このことから、平常時から関係機関との業務協定や防災訓練の実施、各協議会への参画等により関係機関と協力した予防活動を推進する。

#### 1 海上災害に備えた取り組み

##### (1) 排出油等の防除に関する協議会への参画

関係部局は、次の各協議会に参画し、排出油等の防除活動について必要な事項を協議し、その実施の推進を図る。

協議会名	対象災害	担当範囲
東京湾排出油等防除協議会	油等排出事故	東京湾内
横須賀地区海上災害等対策協議会	油等排出事故、大規模な海難及び海上災害	横須賀港及びその周辺海域
三浦半島・相模湾排出油等防除協議会	油等排出事故	三浦半島（横須賀港及びその周辺海域を除く）及び相模湾周辺

##### (2) 災害用資機材の整備

関係部局は、防災関係機関等と連携し、災害用資機材及び防除資機材の整備を図る。

項目	概要
消防用資機材	消防局及び海上保安部は、消防車及び消防機能を有する巡視船艇を適正に配置するとともに、化学消火薬剤や消防用資機材の整備を図る。
防除用資機材	港湾部、海上保安部及び関係事業者等は、油等排出事故に備えて、オイルフェンス、油処理剤及び回収ポンプ等、防除用資機材の整備を図る。

#### 2 鉄道災害に備えた取り組み

消防局は、神奈川県鉄道災害消防活動安全連絡協議会に参画し、迅速かつ効率的な消防活動と安全管理体制の推進を図る。

### **3 大規模火災に備えた取り組み**

#### **(1) 計画的な土地利用と市街地整備の推進**

関係部局及び県は、火災による被害を防止・軽減するため、防火地域・準防火地域の指定等による市街地整備の推進、土地利用の規制及び誘導、緑地や広幅員道路等オープンスペースの整備拡充、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

#### **(2) 林野火災の予防**

消防局は、県及び関係機関等と連携を図りながら総合的な林野火災対策を推進する。

## 第2章 防災力強化の取り組み

### 第1節 各災害共通の事前対策

#### 1 職員の配備及び情報連絡体制の確立

各部局は、災害時の初動対応が迅速かつ的確に実施できるよう、本計画第2部第3章に定めるところにより、日頃から職員の配備体制の整備を図るとともに、各事業者、各施設管理者、防災関係機関等との情報連絡体制の確立に努める。

#### 2 情報の収集・伝達体制の整備

各部局は、災害発生後の経過に応じて、市民や関係施設、関係機関等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、災害時要援護者に対しても災害情報の提供が迅速かつ円滑に行えるよう情報の収集・伝達体制の整備に努める。

なお、情報通信網及び情報伝達体制等の整備については、地震災害計画編第2部第2章第2節から第4節に基づき実施する。

### 第2節 関係部局における事前対策

#### 1 避難対策

危機管理課及び消防局は、大規模な都市災害における住民の避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

#### 2 放射性物質等を取り扱う施設の把握等

消防局及び危機管理課は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、原子力規制委員会及び消防庁等からの情報を基に、放射性物質等を取り扱う施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

また、放射性物質に係る災害時の応急活動等に従事する職員の安全を確保するため、平時から放射線測定機器や放射線防護具等の取り扱いの習熟に努める。

#### 3 防災関係機関との協力体制

関係部局は、応急対策や復旧対策に必要な重機や資機材等については、事業者との協定を締結するなど、緊急時に協力が得られる体制をあらかじめ整備する。

#### 4 防災知識の普及・啓発

消防局は、火災の予防のため、春と秋の火災予防週間などにおけるイベント、幼児・児童に対する防火教室、防災講話や地域における防災訓練等において、火災予防に関する知識の普及啓発を行う。

### 第3節 消防力の整備・強化

#### 1 都市災害への対応力強化の推進

消防局は、特殊性のある都市災害の抑止及び発生時における的確な対応のため、消防業務の高度化及び消防力の充実等を図る。

項目	概要
予防・査察指導の強化	集客施設や高層建物における災害を未然に防ぎ、被害を軽減するため、予防・査察指導を強化するとともに、自衛消防隊の設置や訓練指導を推進する。
消防力の強化	特殊災害に対応するため、消防職員、消防団員、消防車両、活動装備、消防水利の充実強化を図るとともに、専門知識の習得を推進する。
通報体制の確立	都市災害の対象となる関係施設からの火災や事故の早期覚知、通報体制を確立する。

#### 2 警防計画の策定

消防局は、不特定多数の者が出入りする建築物・施設や木造密集地区等、火災の発生により多数の死傷者の発生が予想される消防対象物及び区域について、事前に警防計画を策定する。

##### (1) 警防計画の対象

警防計画を策定する対象物及び区域は次のとおりとする。

項目	概要
警防計画の対象物及び区域	○医療機関、社会福祉施設等の要援護者施設 ○劇場、遊技場、飲食店、デパート、ホテル ○危険物施設 ○共同住宅等の高層建築物 ○地下空間 ○谷戸や高台などの消防車の侵入が困難な区域 ○その他火災の展開が急で大規模火災になりやすいもの、及び消防活動が困難と想定される建築物・区域等

##### (2) 警防計画策定における留意点

火災の発生や展開状況等は建築物や区域などの特性によって異なるので、的確な災害防御方策を示唆するため、次の内容について整理しておくものとする。

項目	概要
策定における留意点	○防火管理状況 ○消防用設備などの設置及び管理状況 ○危険物などの保有状況 ○その他火災防御上の注意事項等



## 第4節 救急・救助及び災害医療体制等の整備

### 1 救助・救急用資機材等の整備

消防局は、都市災害発生時における救急・救助活動に必要な資機材を逐次整備し、機動的な救助・救急体制を整備する。

### 2 防災関係機関との協議

関係部局は、都市災害発生時における総合的な現場活動体制を確保するため、県警察、自衛隊、海上保安部等の防災関係機関と、あらかじめ次の事項について協議し、確認しておくものとする。

項目	概要
協議・確認が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○災害発生時における交通規制</li><li>○自衛隊等の現場派遣部隊等の編成</li><li>○現場における任務分担</li><li>○現場における指揮の調整方法</li><li>○現地救護所の設置とその運用</li><li>○現場における各機関相互の連絡体制</li><li>○各機関が保有する救急・救助資機材の備蓄及び調達に関すること</li></ul>

### 3 医療機関との協議

消防局及び健康部は、都市災害発生時における救急・救助及び医療活動を円滑に行うため、市医師会等とあらかじめ次の事項について調整し、確認しておくものとする。

項目	概要
協議・確認が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○災害発生時における連絡体制</li><li>○医療機関の收容能力及び受け入れ体制</li><li>○医療救護班の編成及び現場派遣方法</li><li>○医師及び看護師等の動員計画</li><li>○現場救護所の設置とその運用</li><li>○現場で必要な救急医薬品及び医療資器材の備蓄、調達並びに輸送の方法</li><li>○傷病者の移送に関する協力体制</li><li>○その他必要な事項</li></ul>



## 第3章 災害対応組織の整備

### 第1節 初動体制の強化

都市災害発生時において被害を軽減するためには、初動段階における対応が非常に重要であり、本市では、次により都市災害時における配備体制等の強化を推進する。

#### 1 初動期の連絡体制の確立

災害発生時には、情報通信網の被害や混乱により、各部局における通常の連絡体制が機能しない恐れがある。

そのため、災害発生時にも確実に職員が参集できるよう、災害時における参集及び連絡体制を強化する。

連絡手段	概要
緊急情報メール	危機管理課は、音声通話の規制や通信の輻輳がある状態でも比較的通信が確保される電子メールにより、職員に配備体制を一斉同報する体制を整備する。
各部局における緊急連絡	災害発生時には、通話が集中することによる通信の輻輳や、通信事業者による通話規制が予想される。 そのため、各部局は緊急情報メールの活用を図るとともに、勤務時間外においても適切に職員間の連絡が行われるよう連絡体制の整備を図る。

#### 2 職務代行者の事前指定

初動時において、幹部職員が参集するまでの間又は幹部職員の判断を仰ぐことができない場合の意思決定を遅滞なく行うため、次のとおり市長及び各部局長の職務代理者を第3順位まで事前に定める。

被代理者	職務代理者とその順位
市長 (災害対策本部長)	第1順位 副市長 第2順位 副市長 第3順位 市長室長
副市長 (災害警戒本部長)	第1順位 副市長 第2順位 市民安全部長 第3順位 危機管理課長
各部局長	各部局活動細部計画で指定する。

## 第2節 災害に対する組織体制

本市では、次の組織体制により都市災害時の災害応急対策を行うものとする。

### 1 都市災害対応に関する設置組織の区分

#### (1) 災害警戒本部

災害対策本部の設置に至らない状況においては、横須賀市災害警戒本部設置要綱に基づき「横須賀市災害警戒本部」（以下、災害警戒本部）を設置し、災害種別に応じた関係部局が情報共有を行うことにより、本市域における災害対策等を推進する。

#### (2) 災害対策本部

大規模な都市災害が発生した場合や発生のおそれがある場合は、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、「横須賀市災害対策本部」（以下、災害対策本部）を設置し、本市域における総合的な災害応急対策等を推進する。

### 2 配備指令の発令基準等

災害警戒本部及び災害対策本部は、次の配備指令発令基準に該当する事象が発生した場合に設置し、全部局配備とする。

設置区分	配備指令種別	配備指令発令基準	配備部局
各部局対応	部局配備	他部局との連携・調整が必要となる都市災害の通報などを受けたとき	関係部局
災害警戒本部	警戒配備	都市災害による被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	全部局（※）
災害対策本部	1号配備	都市災害による被害が多発又は重大な被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	全部局
	2号配備	災害救助法の適用を要する程度の都市災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	
	3号配備	市内全域にわたる大規模な都市災害、又は特に甚大な局地的都市災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	

※ 災害警戒本部設置レベルの災害であっても、その内容によっては、市長室のみ又は市長室と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

### 3 配備職員の事前指定等

#### (1) 配備職員の指定

各部長は、各配備指令が発令された場合において、円滑に職員が参集し応急対策等を行うため、配備職員数の基準により配備する職員及びその配備場所を事前に指定するものとする。

設置組織及び配備内容		配備職員数の基準
各部局対応	部局配備	各部局の活動細部計画により定める。
災害警戒本部	警戒配備	連絡・調整又は軽微な災害応急対策活動に必要な人員数とし、各部局の活動細部計画により定める。
災害対策本部	1号配備	応急対策活動に必要な人員数とし、各部局の活動細部計画により定める。
	2号配備	
	3号配備	全職員

## (2) 実践的な応急体制の構築

各部長は、配備職員の指定にあたっては、災害が発生した場合の災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう職員の居住地、災害規模、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等による参集困難等を勘案した実践的な配備体制となるよう考慮する。

また、災害時の参集及び配備、自己の任務について認識させるとともに、参集途上や初動時から適切な行動がとれるよう努める。

## 4 訓練等の実施

災害の発生を想定した参集訓練、災害対策本部の運営訓練など、実災害時に災害対応組織が円滑に機能することを目的として、各種訓練を実施する。

## 5 指定管理者への監督等

本市は、一部の公共施設の管理について、住民サービスの向上等を図るため、指定管理者制度により民間事業者等に施設運営を委ねているが、公共施設は、災害時においては応急活動拠点等の重要施設としての役割を果たすことになる。

このことから、関係部局は指定管理者制度により施設を運営する場合は、災害発生時に適切な安全管理及び施設の機能維持が行われるよう指定管理者と調整を図る。

## 第4章 事業者の予防対策

### 第1節 事業者の防災活動の促進

市内事業者は、管理する施設や設備の安全性を確保するとともに、災害時においても地域での被害拡大防止のための活動に貢献するなど、社会的責任を果たせるよう防災活動の促進に努める。

#### 1 事業者の取るべき措置

事業者は、地域社会の構成員としてその社会的責任を果たせるよう防災体制の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するよう次のとおり努める。

項目	概要
事業所の安全化	事業所施設や設備の安全性を確保し、二次災害を防止する。
防災計画等の整備	防災計画や業務継続計画(BCP)、非常時マニュアルなどを整備し、事業活動や地域経済への影響を最小限度にとどめる。
帰宅困難者の発生抑止	交通機関の復旧見通しが立たない場合には、帰宅困難者等の発生による混乱防止のため、事業所の安全を確認の上、従業員等を一定期間事業所内に留めておく。
非常用品等の備蓄	食糧、水、資機材等の備蓄や原材料のストック確保など、事業所内での一時避難や事業継続のための備蓄充実に努める。
従業員・顧客の安全対策	事業所内での人的被害を未然に防ぐ措置を講じるとともに、応急手当技術の習得や従業員の安否確認手法の整備に努める。
地域社会への貢献	平常時における地域活動への参加や自主防災組織等との協力体制の確立などに努める。

#### 2 防火対象物事業者の事前対策

多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物の事業者は、消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

### 第2節 鉄道事業者の事前対策

#### 1 関係機関との連絡体制の整備

本計画第4部第2章第1節に記載する各鉄道事業者（以下、鉄道事業者）は、平常時から関係機関との連絡窓口等を明確にするなど、連絡体制を整備する。

## 2 保安対策

鉄道事業者は、トンネル、橋りょう、高架橋等の構造物の点検・補修を通じ、施設等の現況把握に努め、輸送の安全を図る。

また、自動列車停止装置（ATS）、自動列車制御装置（ATC）、列車無線装置、踏切支障警報装置等の保安装置を装備することにより、事故の未然防止に努めるものとする。

## 3 災害発生時の体制整備

鉄道事業者は、事故発生時の活動体制を整備するとともに、応急復旧のために必要な資機材の確保に努め、日常的に点検等を行う。

また、関係業者等に対して資機材確保の協力が得られる体制を整備する。

## 4 職員への教育及び訓練の実施

事故発生時において迅速かつ的確な対応が行えるよう、職員に対し防災教育を実施し、応急対策等の理解及び周知に努める。

また、各種の鉄道災害を想定した実践的な訓練を適宜実施し、対応手順等の徹底を図る。

## 5 利用者に対する広報の充実

災害発生時の混乱を防止し輸送力を確保するため、駅及び車内放送・掲示板等を利用し、日ごろから広報に努める。

# 第3節 道路管理者の事前対策

## 1 関係機関との連絡体制の整備

本計画第4部第3章第1節に記載する各道路管理者（以下、道路管理者）は、平常時から関係機関との連絡窓口等を明確にするなど、連絡体制を整備する。

## 2 道路施設等の保守・整備

道路管理者は、道路法等の関係法令の定めにより、道路施設、消火設備、警報表示設備等、防災設備等の十分な点検を行い、道路施設等の現況把握に努める。

また、異常が発見され災害が発生するおそれがある場合の、道路利用者への迅速な情報提供や通行規制実施等の体制確立を図る。

## 3 災害発生時の体制整備

道路管理者は、事故発生時の活動体制を整備するとともに、応急復旧のために必要な資機材の確保に努め、日常的に点検等を行う。

また、関係業者等に対して資機材確保の協力が得られる体制を整備する。

## 4 職員への防災教育及び訓練の実施

道路管理者は、事故発生時において迅速かつ的確な対応が行えるよう、職員並びに管理業務委託会社や請負会社等に対し防災教育を実施し、防災に関する一般知識、応急対策等の理解及び周知に努める。

また、各種の道路災害を想定した実践的な訓練を適宜実施し、対応手順等の徹底を図る。

## 5 道路利用者への広報

道路管理者は、道路利用者に対し、安全走行の意識啓発及び事故発生時の対応の周知を、日常的に放送や配布物により行う。

## 第4節 危険物等事業者の事前対策

### 1 関係法令の遵守等

危険物等事業者は、関係法令等を遵守するとともに、国、県及び市の指導等に基づき施設の安全確保、予防規定等の制定、自主保安体制の整備等、危険物等に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置を取るものとする。

### 2 緊急時体制の整備

危険物等事業者は、周辺環境に影響を及ぼす危険物質等の漏えい等の緊急時において、円滑・迅速な対応・措置が取れるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めるものとする。

項目	概要
緊急時体制の整備項目	○消防、警察等への通報連絡体制 ○傷病者の応急救護体制 ○消火、延焼防止の措置 ○現場周辺への関係者以外の立入禁止措置 ○危険物質等の漏えい拡大の防止及び除去の体制 ○防護資機材の整備 ○その他放射線障害の防止のために必要な事項

### 3 設備の保守・整備

危険物等事業者は、危険物等を製造、貯蔵又は取り扱う設備の保守及び整備については、関係法令の定めるもののほか、内部規定による日常点検を行うものとする。

### 4 保安講習等の受講

危険物等施設の管理者及び危険物取扱者等の資格取得者は、保安教育の一環として行われる保安講習等を定期的に受講する。

### 5 職員への防災教育及び訓練の実施

危険物等事業者は、事故発生時において迅速かつ的確な対応が行えるよう、職員に対し防災教育を実施し、防災に関する一般知識、応急対策等の理解及び周知に努める。また、災害を想定した実践的な訓練を適宜実施し、対応手順等の徹底を図る。

## 第5節 放射性物質取扱事業者等の事前対策

### 1 関係法令の遵守等

放射性物質取扱事業者等は、関係法令で定める基準を遵守し放射性物質等に係る安全管理に最大の努力を払い、放射性物質等に関する防災体制の整備に万全を期すものとする。

### 2 緊急時体制の整備

放射性物質取扱事業者等は、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質等の漏えい等の緊急時において、円滑・迅速な対応・措置が取れるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めるものとする。

項目	概要
緊急時体制の整備項目	<ul style="list-style-type: none"><li>○消防、警察等への通報連絡体制</li><li>○傷病者の応急救護体制</li><li>○消火、延焼防止の措置</li><li>○現場周辺への関係者以外の立入禁止措置</li><li>○放射性物質等の汚染拡大の防止及び除染の体制</li><li>○放射線防護資機材の整備</li><li>○その他放射線障害の防止のために必要な事項</li></ul>

### 3 放射性同位元素の輸送の際の措置

放射性物質取扱事業者等は、放射性同位元素の輸送を行う場合は、放射線障害防止法等の関係法令を遵守し、輸送物、輸送方法、輸送経路の選定等安全対策に必要な措置をとるとともに、事故発生時における情報収集・伝達の体制や手段を整備する。

### 4 職員への教育及び訓練の実施

放射性物質取扱事業者等は、放射線管理区域に立ち入る者を中心にして、放射線障害予防規程の周知を図るほか、放射線管理及び防護に係る資機材の使用方法などの技術習得、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を行うものとする。

また、災害を想定した実践的な訓練を適宜実施し、対応手順等の徹底を図る。